

発行責任者 (吉岡政昭)

早来大町141-47

早来町民センター修繕工事落札問題

「主体工事」に5つのJV (共同企業体) が、入札に参加。

1回目入札。1つのJV。失格。1 (藤建設・島崎 JV)
4つのJV。予定価格オーバー

2回目入札。3つのJV。辞退。
2つのJVは、予定価格オーバーの入札
(1回目失格の「藤建設・島崎 JV」が2回目入札参加)

(2つのJVは同額の5億3千万円で予定価格オーバー)
町側の調整で4億9800万円が入札金額となる。

落札は「藤建設・島崎 JV」(協議成立)
「丸彦渡邊・森本 JV」は(協議不成立)

安平町の規則に従えば、「藤建設・島崎 JV」は失格だから、
「丸彦渡邊・森本 JV」の自動落札か、再度公告入札になるはずだった。

(1) 町民センターの「主体工事」の場合。 町の規則通りの「入札執行」がなされなかった。 《失格問題》

議員3人の発言 … () 内の記述は、吉岡が補足。

(高山議員) 去年の早来学園の外郭工事の時、5社のうち1社が、(最低制限価格を下回ったため) 失格ということで、次の入札参加から外された経緯がある。…この度、2回目の入札の時、3社が辞退。なぜ辞退したのか。結果的には、最低(制限)価格を下回った(失格)業者が取った(落札した)。今回の入札(落札)について…なかなか納得がいけない。

(三浦議員) 去年の早来学園の時と今回とルールが変わっていないのに最低制限価格を下回っても復活する会社と復活しないで失格になった(ケースがある。) その違いの根拠がわからない。

(小笠原議員) 要綱で行くと最低制限価格は設けなくとも良いことになっている。しかし、設けたなら下回ったなら失格になることが規則上、なっている。

※ 「イイ所」を突いた3議員の発言の法的根拠は「安平町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」です。失格とは入札者が入札の権利・資格を失うことです。

(入札実施要綱の第8条の4)

・特に必要と認めるときは、最低制限価格を設けることができる。この場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は失格とする。

※ 藤建設・島崎 JV は、1回目の入札で「最低制限価格」を下回った為に、2回目の入札の権利・資格を失ったのです。

しかし、奇妙なことに

この失格JVは2回目の入札に参加しただけでなく、他の3JV辞退の中、もう1つのJVと一緒に町との落札協議を行い、失格から復活して「随意契約の金額」で落札したのです。変ですね!

役場の担当課の間違いではないか?

《課長答弁》

1回目の開札の結果(価格)は、1JVが最低制限価格を下回り、4JVが予定価格を上回った結果を(入札参加の)皆さんの前で報告した。現在のルールの中で、①実例をもとに②再度の2回目の入札に「全員」を参加させる形で執行した。」

この発言で重大な間違いは、「全員を(失格者を含め)、参加させる」との判断です。この判断は、町の「入札実施要綱」第8条4と5の違反なのです。

《入札の「やり直し」規程》

なぜ、町の規則通り「入札執行」しなかったのか?

この入札には、「失格問題」の他に、1回目の入札で「4社が予定価格を上回った」為に「4社による入札のやり直し」の必要が生まれていました。しかし、役場の判断は違いました。

1. 入札実施要綱第8条の4違反・最低制限価格を下回ったJVは失格
2. 入札実施要綱第8条の5違反・「予定価格」を超えた場合は、直ちに再度入札を行う。(予算決算及び会計令82条にも同様趣旨)

※ 「対応させる法律の項目は別々。従って、全JV一括の入札は違法です」

3. 「実例とは何か? もし、行政実例の意味ならば、敢えて言いますが、「行政実例」は、あくまで、事例の参考や新しい法律が施行された場合などに「参考」にするもので、法律を超えるものではありません。

(2) 町民センターの「機械整備工事」の場合。

どの企業も落札できない状況が発生

- 1回目入札。4つのJV、全て失格
- 2回目入札。3つのJVが辞退。
1つのJVの入札(2億7,000万円)失格。

役場は、ついに、荒技(あらわざ)を使う？

町は、新興・廣和 JV からの「本当の入札金額」(2億7,000万円)に、
わざわざ、4,000万円も上積みさせて、3億1,000万円を「入札金額」にし「随意契約金」として落札させた。

議員から出された意見・・・()内の記述は、吉岡が補足

小笠原議員(反対意見)・・・私は総体的に考えて頂きたいのは、随意契約を極めて安易に考えている。規則により、随意契約が出来る範囲はしっかり決められている。(地方自治法)施行令167条の2で縷々書かれている。・・・今回の場合、落札者(失格者)が・・・なぜ随意契約になったのか？

(重要ポイント)：(地方自治法)施行令167条の2の8号に、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とある。しかし、このJVは、「再度の入札」に参加する資格がないのに参加し、再び失格になったのです。それでも、町との随意契約のための価格調整を受けたのです。

私はなんで2回目の落札(入札)金額2億7000万が、随意契約で3億1000万に上がるのたろうか、ということですよ。・・・「落札金額の範囲内」であれば、随意契約ができる。・・・1番目に書いてあるのは、再度公告入札を行うのか、随意契約をやるのかを協議しながらして行くことある。私は基本的に言えば、再度(公告)入札を行うのが筋だろうと思う。

高山議員(反対発言)・・・最低制限価格を2回も下回ったと言うことであれば、もう1回入札し直さなければならないのではないかと。ましてや今回のように金額を上げないとならないといったケースで3社が辞退するということが自体が良くわからない。もう1度、しなおすのが普通ではないか。

発行者 吉岡の個人的関心。・・・町は、新興・廣和 JV の入札金額に4,000万円を予定支出範囲の町費上積みの契約をしたが、そもそも、入札に参加した4JVのどの入札金額も最低制限価格より4,000万円も低すぎたことは、設計図書・設計金額が適正だったのか、強い疑問を感じます。

「改修本体工事」の入札結果と随意契約に「賛成議員」の発言

U 議員(賛成発言)

こういう質疑はあらかじめ想定されていた事だと思いますので、まれなケースという説明も最初ありましたが、①きちんと説明をして各議員に理解してもらうという努力がちょっと足りなかったのかなという気がします。②「適正に策定されたもの」であることを理解できましたので本件については賛成。」

(コメント)

この発言は議会での質疑が終わったあとの発言ですから①「事前審査」(自治法違反)を求めたものなのか、②「裏工作」を公然と求めたものなのか、判然としませんが、いずれにせよ、町民から見える形での議論と決定は、民主主義の基本です。U 議員は、そこから大きく外れる流れを求めたもので、はなはだ不適切です。また、U 議員は、「適正に策定されたものだから賛成する」と述べましたが、1JVが最低制限価格を下回り、4JVが予定価格を上回ったという事実を「どのような法律上の理解」で対応するべきか、その見解を、会議では、一切、述べていません。因みに、私の知っている U 議員は、井戸端会議風と同僚議員を様々に批評・批判しますが、法律知識と理念の欠如から来る感傷的主張に対し、時に正確さを確認する必要があり、文書で質問をしてきたのですが、1度も回答を頂いたことはありません。本人いわく、「町民一人からの質問になぜ答えねばならないのか。沢山の町民から同じ質問をされたら答える」と主張しています。質問者の人数で回答の必要性を判断するなどは、議員としては、かなりおおざっぱで、傲慢、乱暴な理屈だとは、思いませんか？

「改修機械設備工事」の入札結果と随意契約に「賛成議員」の発言

H 議員(賛成発言)

先ほど、U 議員からあったように、もう少し詳しい説明が欲しかった所は正直ありますが、この工事については、何かルール上、または法律上に違反していることもないし、先ほど課長からも答弁がありましたように瑕疵もないということでしたので、私はこの案件については、賛成します。

(コメント)

「もう少し詳しい説明が欲しかった」と言いましたね。取りあえず、私のこの「議員の眼 No.7」の記事を読んでください。小笠原議員と高山議員、三浦議員の発言と政策担当者の説明を読んでください。議事録を読めばさらにわかります。会議での各人の発言のどこが不満で「もっと詳しい説明」を望んだのですか。それは会議の中で問うべきでした。「ルール上、または法律上に違反していることもないし、瑕疵もない」との大事な判断を全て、担当課長の答弁に委ねたのですか。それは、議員として、正しい判断の基本と言えますか？法律を自分で調べ、今までの知識と経験を総動員して作り上げた土台が、H 議員！あなたの判断の基本のはずです。僭越ながら申し上げます。徒然草に書いています。良き友とは「智恵ある人」。悪い友とは「欲深き人」とあります。熟考を！

